

令和7年11月11日

大麻密輸事件について

中国四国厚生局麻薬取締部は、神戸税関広島税関支署からの通報に基づき、宮崎県内在住の男性（40歳）を麻薬特例法違反事実で本年11月11日に通常逮捕し、報道発表しました。

●事犯概要

令和6年8月、大阪税関がタイ王国来の国際スピード郵便物から液体大麻約64グラムを発見、同年9月、神戸税関広島税関支署と当部が共同捜査（調査）を行い、広島市内の郵便物名宛人宅を捜索し、郵便物の回収者を逮捕しました。

その後の捜査により、本件の首謀者をはじめ、日本へ的大麻発送手配役、代金送金役、郵便物の転送先の受領予定者等複数名を逮捕送致しました。

本件の被疑者は、闇バイトで郵便物の受領・転送者を募集・調達し、指示を出すリクルーター役。今回の逮捕事実は、既に逮捕した回収者と共謀で行ったものであり、今回の逮捕によって逮捕者は計8名となります。

●罪名及び罰条

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）違反

同法律第8条第2項^{※1}

法定刑：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

（※1：薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。）